

29 原機(安)030 平成30年2月28日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 申 請 者 名 国立研究開発法人日本原 開発機構 代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄 開発機構

新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項の 規定に基づき、下記のとおり新型転換炉原型炉施設の発電用原子炉設置変更許可の 申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名、

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子炉廃止措置研究開発センター

所 在 地 福井県敦賀市明神町3番地

## 三 変更の内容

昭和 45 年 11 月 30 日付け 45 原第 7659 号をもって設置許可を受け、別紙 1 のとおり設置変更許可を受け、また、届け出た新型転換炉原型炉施設(以下「ふげん」という。)の原子炉設置許可申請書の記載事項に関し、次の事項の記載内容を別紙 2 のとおり変更する。

8. 使用済燃料の処分の方法

## 四 変更の理由

ふげんの使用済燃料は、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理技術開発センター再処理施設(以下「東海再処理施設」という。)にて再処理を行うこととしていた。

しかしながら、東海再処理施設の廃止措置を進めることとしてその計画を申請したこと、今般、ふげんの使用済燃料の譲渡し等の措置についての技術的な目途がついたことから、使用済燃料の処分の方法を変更する。

変更許可の経緯

申請(届出)年月日	許可 (届出) 年月日	許可 (届出) 番号	備考
昭和 45年3月2日 (昭和 45年11月9日—部訂正)	昭和45年11月30日	45 原第 7659 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の設置のため
昭和 46 年 8 月 9 日 (昭和 47 年 1 月 14 日一部訂正)	昭和 47 年 2 月 28 日	47 原第 1731 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (1次冷却系ループ数,最高使用圧力及び温度,燃料体数等の 変更)
昭和 48 年 9 月 11 日 (昭和 49 年 7 月 20 日一部訂正)	昭和 49 年 8 月 31 日	49 原第 7136 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (プルトニウム燃料の同位体混合比,カランドリア管内径及び 肉厚,隔離冷却系ポンプ駆動方式,希ガスホールドアップ装置 等の変更)
昭和 51年 1月 29日 (昭和 51年 6月 12 日一部補正)	昭和 51 年 8 月 20 日	51 安(原規)第 25 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (特殊燃料体の追加,固体廃棄物貯蔵庫の新設及び新燃料貯蔵 設備の容量変更等)
昭和 54 年 6 月 25 日	昭和 54 年 9 月 28 日	54 安(原規)第 109 号	新型転換炉ふげん発電所の原子炉施設の変更 (使用済燃料貯蔵設備の変更)
昭和 54年 11月 16日 昭和 55年 2月 7日一部補正 昭和 55年 3月 19日一部補正)	昭和 55 年 7 月 7 日	55 安(原規)第 88 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (燃料集合体の濃縮度等の変更)
昭和 56年2月6日 (昭和 56年3月10日—部補正)	昭和57年5月24日	57 安(原規)第7号	新型転換炉原型炉施設の変更 (敷地の一部変更)

備考	新型転換炉原型炉施設の変更 (固体廃棄物貯蔵庫の増設)	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用 36 本燃料集合体の装荷)	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用セグメント燃料集合体の装荷)	新型転換炉原型炉施設の変更 (使用済イオン交換樹脂貯蔵タンクの増設, 雑固体廃棄物焼却 設備の新設等)	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用ガドリニア燃料集合体の装荷)	変更届出 本文 9, 10 の追記 (原子炉設置変更許可申請書添付書類 9, 10 の本文への記載)	
許可 (届出) 番号	58 安(原規)第 46 号	59 安(原規)第 28 号	60 安(原規)第 150 号	61 安(原規)第 104 号	63 安(原規)第 300 号	25 原機(ふ)337	
許可年月日	昭和 58 年 5 月 20 日	昭和 59 年 3 月 17 日	昭和 60年 11月 25日	昭和61年8月7日	昭和63年9月22日	1	
申請 (届出) 年月日	昭和 57年 12 月 21 日	昭和58年10月21日	昭和 60 年 3 月 26 日 (昭和 60 年 6 月 13 日一部補正)	昭和 61 年 3 月 31 日 (昭和 61 年 6 月 4 日一部補正)	昭和 63 年 3 月 1 日	[届出] 平成 26 年 1 月 7 日	

.

行型転換炉原型炉施設。原子炉設置変更許可申請書 产工2001年中

原子炉廃止措置研究開発センター 新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書 変更前後比較表

備考	・機構内再処理施設の廃止措置への移行に伴う変更	
変更後	8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は, <u>国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協</u> <u>定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。</u>	
変更前	8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は,当 <u>事業団再処理施設にて再処理を行なう。</u>	